

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の「追加調査」における 知的財産への対応について

20170703
(第 34 回運営委員会資料)

エコチル調査コアセンター

1. 背景

エコチル調査関係者（「エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール」の定義による。以下同じ。）においても、論文や学会発表をはじめとする幅広い成果普及を通じて、社会への還元を図ることが期待されている。また、そうした研究成果の中には、新技術等に発展する可能性が高く有用な知的財産の創出が期待されるもの、あるいは、他の者が権利化することにより当該技術等の広範な普及が妨げられる可能性があるものも考えられる。

このため、エコチル調査で収集されたデータの利用によって生み出される知的財産の管理・活用に係る各種制度の整備が必要であり、「基本ルール」でも、研究成果による特許権取得など、知的財産権に関わる問題について別途基本方針を示すものとしている。しかし、現在まで、エコチル調査で収集されたデータ利用の基本的な在り方も含めて、そうした知的財産の取扱いについては、一律にはまとめられていない。

こうした状況の下、先行的に、ユニットセンターが独自の研究費を獲得して実施する追加調査の研究成果について、特許権等の取得による権利化を行い、その有効活用を図るための手続き等を整理する。

2. 追加調査における知的財産の取扱い

エコチル調査関係者は、追加調査で収集されたデータを用いた研究の結果から、知的財産（発明、考案等）を創出し、その特許出願等を行おうとする場合、そうした出願情報が一般に公開されることを前提として、「基本ルール」に従って成果発表の事前審査申請又は事前届出を確実に実施し、あわせて、その申請・届出書類の中には、その旨を必ず明記する。

また、その際には、ユニットセンターにおいて、追加調査に用いた研究費ルールを踏まえて、当該知的財産の帰属（職務発明であるか否か、共同研究契約に基づく成果の権利化及び実施化の役割分担等）について、十分に検討・整理を行った上で、適宜、それぞれのユニットセンターが所属する大学・機関に設置された知的財産に関する審査会等の意見を聴いておく。

3. 追加調査における知的財産の社会還元に向けたその他取組

エコチル調査に関連する技術の公共性の高さに鑑み、ユニットセンター及び知的財産を創出したエコチル調査関係者においては、当該知的財産の活用を積極的に推進する。さらに、エコチル調査の追加調査を通じて創出された知的財産に関わる全ての者は、当該知的財産について、適切に秘密を保持しなければならない。

【参考】

参加者への「説明書」より

○調査結果の公表

「解析したデータは、さまざまな研究者の間で共有できるよう、公表する予定です。」

○特許について

「この調査の結果として、特許権などが生じた場合には、国あるいは研究機関などに権利をゆだねることをご了承ください。」

エコチル調査「研究計画書」より

(1) 特許申請

本研究にもとづく発明を特許として申請する場合、「4.研究実施体制」に含まれる研究者のうち、申請する発明に関与した者ならびに研究代表者が共同で行う。他研究に提供された調査資料・生体試料による特許申請の場合については、別途定める。

(2) 特許の帰属

特許の帰属に関しては、関係する研究機関の規定の範囲内で、申請する発明に関与した者の間で協議して決定する。